

## 全国低カリウム野菜研究会会則

(名称)

第1条 本会は、全国低カリウム野菜研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、秋田市下新城野字街道端西 241 番地 438 秋田県立大学生物資源科学部生物生産科学科植物生態生理研究室内に置く。

(目的)

第3条 本会は、研究開発者、栽培者、医療関係者及び利用者相互の交流を促進して、野菜の低カリウム化に関する研究の推進及び栽培応用技術の発展を図ること、及び、低カリウム野菜に関して、腎臓病患者や関係者への情報提供を図り、医療的知見の取得に協力することにより、腎臓病患者の生活の質の向上に資することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会及び学術講演の開催
- (2) 関係団体との連絡調整及び提携の推進
- (3) 低カリウム野菜に関係する医療機関や企業等が実施する調査研究活動への支援
- (4) 低カリウム野菜に関する広報活動及び普及活動
- (5) その他目的を達するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、法人会員又は個人会員とする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得るものとする。

(退会及び除名)

第7条 会員が退会しようとするときは、会長に退会願を提出し、その承認を得るものとする。

- 2 会員が死亡又は解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、会長はこれを除名することができる。
  - (1) 研究会の名誉を著しく傷つけたとき。

- (2) 研究会の目的に反する行為等を行ったとき。
- (3) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員等)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 幹事
- (4) 監査役

- 2 会長及び監査役は各1名、副会長は2名以内、幹事は5名以内とし、会員の互選により選出する。
- 3 役員の内任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 会長が必要と認めるとき、名誉会長及び顧問を置くことができる。なお、この任期は別に定める。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるとき又は欠席するときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の意を受けて必要な会務を処理する。
- 4 監査役は、会の業務及び会計を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第11条 本会の総会は、会員を以って構成し、年に1回総会において次の事項を審議決定する。ただし、必要があるときは臨時に総会を開催することができるものとする。

- 2 総会は、会長が総理する。
- 3 総会は次の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 役員を選任又は解任
  - (3) 事業報告及び会計報告

(4) 事業計画

(5) 解散

(6) その他、会の運営に関する重要な事項

4 総会は、会員の過半数の出席をもって開催するものとする。

5 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会は、総会に付議する事項、総会の議決した事項の執行について審議するとともに、事業計画の策定及び運営、会則の変更、その他必要な事項について審議する。

(会費)

第13条 本会の年会費は、次の各号の会費を納入しなければならない。

(1) 法人会員 1万円

(2) 個人会員 1千円

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付則1 本会則は、平成28年3月6日から施行する。

付則2 初年度(平成27年度)の会費については免除することができる。